

令和5年第4回教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和5年8月24日(木)午後3時～

2 場 所 男鹿市役所 3階 第三委員会室

3 出席者 教育長 鈴木 雅彦
委員 三浦 良忠
委員 吉田 貴美子
委員 山王丸 由利絵

4 出席職員 教育総務課長 村井 千鶴子
教育総務課主幹 武田 健一
教育総務課主幹 伊藤 直子
学校教育課主幹 秋山 真貴子

5 議事日程及び議案

日程第1 第3回会議録の報告・承認

日程第2 会期の決定

日程第3 教育長の報告その他事務事業の報告

日程第4 議事

議案第13号 令和6年度市内小学校教科用図書採択に関する専決処分について

議案第14号 男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則について

議案第15号 男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第16号 男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則について

議案第17号 令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)に関する意見について

議案第18号 令和4年度男鹿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第5 報告事項

(1) 7月14日からの大雨に伴う被害状況と対応について(教育委員会所管分)

(2) 令和5年6月定例会における一般質問(教育委員会関連)について

(3) 統合型校務支援システムの共同調達・共同利用について

(4) 払戸小学校・北陽小学校の統合について

(5) 外国語指導助手の任用について

(6) 令和5年度男鹿市教育委員学校訪問「学校の状況」について

(7) いじめ・不登校の報告について(8月調査)

(8) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について

- 6 開会宣言 午後2時58分
- 7 会 期 (自) 令和5年8月24日
(至) 令和5年8月24日 1日間
- 8 閉 会 午後4時20分

【教育長】

ただいまから、令和5年第4回教育委員会会議を開催いたします。

なお、本日、古仲委員より欠席の届出がありますが、定足数は満たしていることを報告させていただきます。

日程第1、「第2回会議録の報告・承認」を議題といたします。

前回の会議録の報告・承認につきましては、事前配布により、内容を確認していただいております。委員の皆様から、御署名をいただきましたので、御異議がないものと認め、承認といたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。会期につきましては、本日1日にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

それでは、会期は、本日1日といたします。

次に、日程第3、「教育長の報告その他事務事業の報告」をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

(資料に沿って説明)

【教育長】

ただいま事務局から報告がありました。このことにつきまして御質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、「教育長の報告その他事務事業の報告」は以上といたします。それでは、これより審議に入ります。

日程第4、議案第13号「令和6年度市内小学校教科用図書の採択に関する専決処分について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

それでは、資料の3ページをお開きください。

議案第13号「令和6年度市内小学校教科用図書の採択に関する専決処分について」、男鹿市教育委員会事務委任規則第5条第1項の規定により、令和6年度市内小学校の教科用図書の採択について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

提案理由は、令和6年度に市内小学校で使用する教科用図書について、男鹿・潟上・南秋田郡地区教科用図書採択地区協議会の採択結果に基づき、選定することについて専決処分をしたためであります。

4ページは専決処分書になります。

7月26日に開催されました、男鹿・潟上・南秋田郡地区教科用図書採択地区協議会において採択された教科書については、7月31日までに採択結果の意見を求められておりました。

そのため、7月31日に専決処分をしたものであります。5ページには協議会の採択結果を掲載しております。

今年度と変更のある部分は、中ほどに記載しております、生活の教科書となります。●●●●が採択されております。

なお、この採択内容の情報公開につきましては、9月1日となっておりますので、それまでの間は情報の取り扱いにご留意くださるようお願いいたします。説明は以上です。

【教育長】

ただいま事務局から、議案第13号について説明がございましたが、このことについて御質問ありましたらお願いいたします。

【三浦委員】

先ほど御説明いただきました、教科用図書の選定の件について、生活科が●●●●●●●●というところから、●●●●●●●●に変わったということですが、これは内容的にこちらの方がやっぱり良いという結論に達したんでしょうか。どういった点がよかったのか、もし差し支えなければ教えて欲しいんですが。

【学校教育課主幹】

選定委員の報告によりますと、生活科の発行者は7社ありましたが、その中で今年度まで使っています●●●●●●と●●●●●●を比べた時に、児童が思いや願いを持ちながら、見通しを持って学ぶことができるような学習過程、例えば見開きで見やすくなっていたり、失敗体験や児童の考えの多様性への対応に工夫があったり、写真の子供たちの表情がとても良かったり、子供たちが楽しく活動ができるようになっています。それから単元のねらいが保護者にも分かりやすく書かれていて、幼保の時代からの接続や家庭との連携も取りやすいという点で、他の教科書よりもすぐれているということで、今回、●●●●●●●●に決まりました。以上になります。

【教育長】

他に御質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、議案第13号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

御異議ないようですので、議案第 13 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 14 号「男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

それでは 6 ページをお開きください。

議案第 14 号「男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由ですが、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたとき、その職務を代理するものに関して必要な事項を定めるため、本規則を新たに定めるものであります。

7 ページをご覧ください。7 ページは、規則条文となります。

「男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則」、第 1 条は趣旨となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたとき、その職務を代理するものについて必要な事項を定めるものであります。

第 2 条は、職務代理者の指名についてです。

職務代理者は、あらかじめ教育長が指名する教育委員とし、教育長が指名をしたときは、その結果を教育委員会の会議に報告するというものです。

第 3 条は、事務の委任について記載しています。

職務代理者は教育長の職務を代理するに当たり、自ら教育委員会事務局を指揮監督し、業務を執行することが困難である場合には、必要と認める職務をあらかじめ教育長が指定する事務局の職員に委任することができるものというものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するものであります。

現在は、教育長の職務代理について、次の議案で説明します「男鹿市教育委員会会議規則」の中で定めていたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長職務代理者について、指名や事務の委任について明確に定めておくため、新たに制定する規則となります。説明は以上となります。

【教育長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、御質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、議案第 14 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

御異議ないようですので、議案第 14 号は、原案のとおり決定することとします。
次に、議案第 15 号「男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

8 ページをご覧ください。

議案第 15 号「男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由は、「男鹿市教育委員会教育長の職務代理者の指名に関する規則」の制定に伴い、会議規則の条文を整理するため、本規則の一部を改正するものであります。

9 ページに改正部分の新旧対照表を記載しております。

恐れ入りますが、新旧対照表の訂正をお願いしたいと思います。右側の改正前の欄ですが、第 3 条の「教育長」の下に、下線が引かれていませんが、こちらも改正部分となりますので、「教育長」の下にも下線を引いていただきますようお願いいたします。

先ほどの議案第 14 号により、教育長職務代理者の指名について、新たな規則を制定したことに伴いまして、教育長の職務代理について定めた会議規則第 3 条は削除することとし、それ以降の条文について、一条ずつ繰り上げるものであります。附則として、この規則は公布の日から施行するものであります。説明は以上となります。

【教育長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、御質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【教育長】

御質問ないようですので、議案第 15 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】

御異議ないようですので、議案第 15 号は、原案のとおり決定することとします。
次に、議案第 16 号「男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

10 ページをご覧ください。

議案第 16 号「男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、男鹿市奨学資金貸与に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定す

るものであります。

提案理由は、男鹿市奨学金制度の募集時期について、同制度をより利用しやすいものとするため改正するものであります。

11 ページをご覧ください。改正部分の新旧対照表となっております。

改正部分は第3条、「奨学生の願出」についての部分ですが、3月20日から4月10日までとなっている書類の提出期間を、改正後は12月1日から3月31日までとするものであります。

この規則は、令和5年12月1日から施行するものであります。

本市奨学金を活用しようとする奨学生が、より制度を利用しやすいようにするための改正となっております。説明は以上です。

【教育長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、御質問ありましたらお願いいたします。

【三浦委員】

この制度を利用しやすくするためという説明がありましたけれども、具体的に利用しやすくなる状況とといいますか、具体的な事例も入れて説明していただければより分かりやすくなるかなと思います。

【教育総務課長】

まず、大学と高校の入学については、進学の実定時期が非常に早まっていたりすることもありまして、3月20日ですと、ほぼ確定していて、ただその関係で資金繰りといいますか、ご父兄の方もいろんなものにお金がかかるということで、まだ支出先が決まっていない、お金の準備が決まっていないというのが、この時期というのは、保護者にとっても学生にとっても非常に不安なことであると考えまして、もう少し早い時期にこういったものの制度を紹介して、これを借りることによって少し気持ちを楽に進学することができるということであれば、奨学金を使うことによって進学しようという方々が増えるようであればいいなという思いもありまして、期間を早めたということでもあります。

【教育長】

ありがとうございます。3月20日前後だと他の奨学金がほとんど決まっているといいますか、市の奨学資金が何となく遅れてしまうような状況であります。村井課長の説明のように、もう少し早い段階から申し込みといいますか、募集期間をずっと前倒しすることによって活用してくれる方が増えるのではないかなということで、12月1日からという期間に修正したということになります。これで借りてくれる人が増えればいいんですけども、この形でやって状況を見てみたいと思います。

【山王丸委員】

時期を早めたことによってというか、実際に願出を出して承認されて交付するまでの流れ、日数的なこととか、奨学審議会は例年何月頃でしたか。

【教育総務課長】

まず、今年度の例ですと5月8日に奨学審議会を開催しています。この日に奨

学生の選考をしているという流れになっています。

【教育長】

5月8日には、奨学審議会で決定されるということになりますけども、これまで採用されなかった人は記憶がありません。

【山王丸委員】

そうすると、3か月ぐらい早くなったと。早い場合だと3月の上旬に承認されると考えていいですか。それとも3月31日が締め切りなので、大体ひと月後ぐらいに承認されるとなると4月末とか、私の個人的な印象だともっと早くてもいいのかなという感じがします。例えば、我が家でも県の奨学金制度を利用しましたが、7月、8月とか夏休み前ぐらいには出していました。実際、冬ぐらいには決まっていたのですが、そこまで早くしなくても、もう少し早くてもいいのかなというのが、個人的な印象です。以上です。

【教育長】

進路が確定次第といいますか、入学が確認次第、すぐ奨学審議会で審議して、そこで可否を決定するというスピード感を持った方が、借りられる方にしてみれば非常にいいことだと思いますので、従来5月8日前後の奨学審議会を早める形で、この後検討していきたいと思います。

事務局から何か補足あればお願いいたします。

【教育総務課長】

奨学審議会を開催するに当たり、各種提出資料、県と大体同じような資料ではありますが、提出資料等もありますので、そちらが整い次第早めに進めていって、少しでも早く決定することが子供にとってもご父兄にとってもいいことだと思いますので、幾らでも早く決定できるように調整していきたいと思います。

【教育長】

他に御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、議案第16号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

御異議ないようですので、議案第16号は、原案のとおり決定することとします。

次に、議案第17号「令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明お願いいたします。

【教育総務課長】

12ページをご覧ください。

議案第17号「令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)に関する意見について」、令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条第1項の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。

提案理由は、令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係補正予算について、議会の議決を求めるため、教育委員会の意見を求めるものであります。

本日、差し替えとして配付させていただきました別紙1の資料をご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は35万4,000円の追加で、補正後の予算額は1億6,576万9,000円です。「男鹿地区高校統合に関する協議会」設置に係る経費となります。

詳細については、議案書の13ページに記載しておりますのでご覧ください。

秋田県教育委員会では、第7次秋田県高等学校総合整備計画後期計画において、男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合について、一定期間両校の校舎を使用する2キャンパス制とし、その後については地域の実情、校舎や施設設備の状況を考慮して決定するとしておりましたが、2キャンパス制の期間を経ずに、早期に統合校を開校することに変更しました。

このことを受け、市でも高校統合に関する協議会を設置し、地域の将来を見据えた男鹿地区統合校のあり方について、広く市民の考えを聞き、男鹿市としての意見を取りまとめ、県教育委員会に要望書を提出することとし、その経費として予算を計上するものです。

当協議会は10月に設置後、3月までに5回程度の会議を予定し、協議会からの報告を受け、来年3月に秋田県教育委員会へ要望書を提出する予定としております。

委員は学識経験者、教育関係者、産業雇用関係、市民の14名で構成する予定としております。委員報酬として27万5,000円、委員旅費6万7,000円、食糧費1万2,000円で補正額は35万4,000円です。

別紙1にお戻りください。

3項小学校費、5目施設維持補修費は55万4,000円の追加で、補正後の予算額は7,902万9,000円です。

船越小学校4階機械室に保管されているPCB廃棄物、変圧器をPCB廃棄物特別措置法に基づき処分するための委託料となっております。電気室部分の大規模改修工事について、今年度中に実施することになり、改修前にPCBを処分するための経費であります。補正予算の説明は以上となります。

【教育長】

9月補正予算ということで今、村井課長から具体的に男鹿地区高校統合に関する協議会設置に係る経費、それから船越小学校PCB廃棄物処理業務に関する経費ということで説明がありました。このことにつきまして、御質問ありましたらお願いいたします。

【三浦委員】

地元にある高校ということで、かなり地域の関心が高いような感じがしますが、いろいろな声が聞こえてきていますでしょうか。

【教育長】

将来的な人材、こういう産業に携わる方々の人材育成ということも含めて、県

教委では相当重く捉えているようです。県内唯一の海洋系の高校ということもあります。県外から入学を希望する生徒の受け入れも含めて、地区の高校統合については、県教委でも将来的なことも含めて慎重に進めていきたいという意向のようです。

【三浦委員】

これから統合される高校になりますけれども、おそらく当然、県外からの生徒の受け入れということも考えていると思いますが、そういった宿舎の件とかは、どういう形で考えていますか。教えていただければと思います。

【教育長】

今も海洋高校には寮がありますけども、女子生徒対象の寮はありませんので、新たに設置できるよう要望していければと考えております。県の考えとしては、県外から高校に受け入れる生徒の上限は1割だそうです。これを3割までを上限としたいということで、今まで以上に県外からの生徒の受け入れに力を入れたいという考え方です。いずれ高校生がたくさんいる、増えるということは活気にも繋がりますので、何とか若い方々から、男鹿市に定着していただくためにも、高校の新たな統合ということも起爆剤にも十分なり得るのではないかなと思います。

他に御質問ありませんか。

【吉田委員】

資料には記載されていませんが、2キャンパス制の期間を経ずに早期に統合ということで、お話を聞いていると統合により海洋高校の校舎が残るという理解でよかったですか。

【教育総務課長】

県の教育委員会がいずれ決定することではありますが、今のところ県では、どちらにするとということを決定しているということではないので、男鹿市としての考え方があれば、そういったものも含めて、要望していただきたいということで、県の方からお話がありました。この協議会の中で、市としてどういった高校があればいいと思うのか、地域としてどういった人材が育って欲しいと思っているのか、そのためには、どこに学校があつたらいいのかというようなことをすべて含めて、この協議会で話し合いをしていきたいと考えております。

【教育長】

他に御質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、議案第17号については、異議なしとすることに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

御異議ないようですので、議案第17号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第18号「令和4年度男鹿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたし

ます。

【教育総務課長】

議案第 18 号「令和 4 年度男鹿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、男鹿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別添のとおり報告書を作成するものです。

提案理由は、令和 4 年度の教育委員会の所管に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、報告書を議会に提出するとともに、公表するためであります。別冊の資料をご覧ください。

8 月 17 日に開催させていただきました、教育委員会の事務に関する点検評価説明会におきまして、男鹿市教育大綱の施策体系に基づいて、令和 4 年度に実施しました 8 事業について評価をしていただきました。

その結果について、別冊報告書の 7 ページから 16 ページにまとめておりまして、秋田大学男鹿なまはげ分校の越後谷分校長と、男鹿工業高校の筒井校長からいただいたご意見も含めて、報告書を作成しております。

本報告書につきましては、今後議会に提出するとともに、市のホームページにも掲載し、市民の皆様にも事業結果として公表することとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、御質問ありましたらお願いいたします。

【吉田委員】

ちょうど私、この時期にコロナにかかって出席できませんでしたが、今見させていただいて、皆さんで話し合われて十分にまとめられているなと思いました。ありがとうございます。

【教育長】

他に御質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、議案第 18 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

御異議ないようですので、議案第 18 号は、原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第 5、「報告事項」について一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

15 ページをご覧ください。

報告事項 1、「7 月 14 日からの大雨に伴う被害状況と対応について」です。

はじめに、学校の被害状況と対応についてであります。

7月15日に茶臼峠で大規模な地すべりが発生し、配水池の貯水タンクへの送水管が破裂しました。このことによりまして、船川、椿、男鹿中地区で断水が発生いたしました。

このため、船川第一小学校と男鹿南中学校が断水となり、トイレの使用ができなくなったことから、7月18日から19日まで臨時休校といたしましたが、19日の午前中に断水が解消されたため、20日から学校を再開しております。

なお、南部共同調理場を男鹿南中学校に設置していますが、水が使えなかったことから給食の提供ができませんでした。このことから、受配校であります北陽小学校に給食を提供できなかったことから、昼食持参で対応していただきました。

また、脇本第一小学校の旧校門の階段横の斜面が一部崩落しまして、隣接する住家の側溝に土砂が流れ込みました。

現在は、側溝土砂の撤去は終了しておりまして、今月中に斜面を補修する予定としております。この予算については、市の予備費で対応することとしております。

次に、公民館の被害状況です。

学校と同様の理由により椿公民館、男鹿中公民館、船川北公民館、船川港公民館、市立図書館、ハートピアが断水いたしました。

船川北公民館以外の施設については、給水場所や避難所であったことと、貯水槽があったということから、水の確保が可能であったため、休館はしませんでした。船川北公民館は水の確保ができず、トイレが使用できなかったため、16日午後から19日まで休館としました。

いずれの施設も、19日の深夜から20日の午前中にかけて断水が解消いたしましたので、20日から船川北公民館は開館しております。

次に、16ページをご覧ください。

報告事項2、「令和5年6月定例会における一般質問について」です。

6月定例会では、教育委員会関連で3名の議員から一般質問がありました。

初めに、安田健次郎議員から、「廃校等の利用計画について」質問があり、利用可能な廃校舎である旧野石小学校、旧男鹿北中学校、旧潟西中学校については、新たな地域産業の側面を持った資産と考えることから、本市の産業の振興や地域の雇用創出につながる民間事業者からの利活用を基本としてPRを進めてきている。

利活用を促進する新たな情報発信として、より詳しいパンフレットを作成したところで、市のホームページに掲載するとともに、トップセールスの際に活用するなど、様々な機会をとらえて、県内外へのPRに一層力を入れていく。

なお、男鹿市学校施設長寿命化計画では、耐震基準を満たしていない旧船川南小学校、旧五里合中学校、旧払戸小学校については、解体することとしていると市長が答弁しております。

次に、蓬田司議員から、「学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理について」質問があり、現在本市には11の廃校舎があり、5校は歴史資料収蔵庫等の公共施設

として利用しているが、6校は空き校舎のままとなっている。

耐震基準を満たしていない3校は解体、利活用可能な校舎は定期的な見回りを実施しているほか、地域の協力を得ながら、草刈や枝払いを行うなど、敷地内の環境整備に努めている。

利活用可能な廃校舎の活用計画については、起業者やベンチャー企業が関心を寄せるような宣伝媒体を通じて広くPRしていく。

廃校舎の利活用に関する市民アンケートの実施については考えていないが、各地区で開催する市政懇談会や、市役所本庁舎に設置している意見箱などを活用し、広く市民の皆様から廃校舎利活用についてのアイデアや情報提供を寄せていただきたいと教育長が答弁しております。

次に、進藤優子議員から、「Wi-Fi環境の整備について」質問があり、本年3月に策定した「男鹿市DX推進計画」では、公共施設へのWi-Fi環境の整備に取り組むこととしている。特に災害時に避難所や地域活動の拠点となる地域コミュニティセンター等については、新たなスタートを切るこの機会に、できるだけ速やかに整備していくと市長が答弁しております。

次に18ページをご覧ください。

報告事項3、「統合型校務支援システムの共同調達・共同利用について」であります。

秋田県教育庁では、文部科学省の「次世代の校務デジタル化推進実証事業」の採択を受け、県内市町村の小中学校を対象とした県統一の「統合型校務支援システム」の導入に向け準備を進めております。

本市において導入している同システムは、出欠管理と指導要録の2機能のみであること。現在の契約が、小学校は令和6年8月まで、中学校が令和7年8月までとなっていることから、令和6年度から実施される実証事業へ、男鹿市として参加することにいたしました。

この実証事業には、男鹿市、潟上市、大潟村、五城目町、大仙市、能代市、三種町の7市町村が参加することになっておりまして、今後、その他の市町村においても、それぞれの現在の契約状況を見ながら随時参加する予定となっております。

この事業メリットとしては、いずれは全県で統一したシステムとなることから、市町村等を越えた教職員の異動の際に、操作手順を習得し直す必要がないということ。現在より、多くの機能を有していて、校務系、学籍系、保健系の機能を有する統一した様式により事務の合理化が図られること。

また、グループ機能で掲示板やスケジュール管理、文書共有なども可能になる予定であること。さらに、学習系と校務系、現在2台のパソコンを使っている教職員の端末を1台とすることで、Wi-Fi環境のある場所であれば、どこでも校務が可能になるということ。これらを鑑みまして、文部科学省の試算では、教員一人当たり年間100時間程度の超過勤務が削減される見込みとなっているということです。

現在は、秋田県と県内25市町村、秋田大学による秋田県教育情報化推進協議会を立ち上げまして、システムの仕様、経費などについて協議しているところです。

10月には決定された仕様により、業者が選定される予定となっております。その後、システムの構築、令和6年3月に操作説明会を開催するなど、来年4月からの運用開始のスケジュールを進めていく予定です。

次に、19ページをご覧ください。

はじめに資料の訂正をお願いしたいと思います。一番下の4のスケジュールのところで、両校の統合説明会について「9月3日」と記載していますが、北浦地区老人クラブのレクリエーション大会が9月3日に開催されるということから、北陽小学校の統合説明会を「9月10日」に変更させていただいております。

このことから、9月3日の開催場所のところから、北陽小学校を削除していただき、北陽小学校の統合説明会の開催を10日ということで追加をお願いしたいと思います。それでは報告事項の説明に入ります。

払戸小学校と船越小学校、北陽小学校と船川第一小学校の統合については、令和7年4月の統合に向け準備を進めることとして、前回の第3回教育委員会会議で報告させていただきましたが、保護者、地域への統合説明会の日程が決まりました。

払戸小学校の説明会は9月3日、日曜日、午後2時から払戸小学校の体育館を会場に実施いたします。北陽小学校の説明会は9月10日、日曜日、午後3時半から北陽小学校の食堂を会場に実施いたします。

両校の保護者のほか、保育園・幼稚園の保護者、地区町内会長へご案内を送付したほか、テレビ回覧板へも掲載し、市民の皆さんの参加を呼びかけているところであります。

続いて20ページをご覧ください。

報告事項5、「外国語指導助手の任用について」、男鹿市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき、職員の任用について専決しましたので、御報告いたします。

8月7日付で、外国語指導助手、カールウィックス・ティファニー・ジーンさんを採用しております。ティファニーさんはアメリカペンシルベニア州のご出身で、スリッパリーロック大学で日本語や日本文化、アジア研究などを学んでおりました。8月と9月はケイデン先生とシドニー先生と一緒に小中学校を回りまして、10月からは中学校をメインにご指導いただきます。本市の外国語指導助手はこれで3名となります。教育総務課からの報告は以上となります。

【教育長】

次に、学校教育課から説明をお願いします。

【学校教育課主幹】

報告事項6、「令和5年度男鹿市教育委員会学校訪問の状況について」御説明します。資料の別紙2をご覧ください。

5月下旬から7月中旬にかけて、教育委員の学校訪問を実施いたしました。委員の皆様からのご意見を別紙2のようにまとめさせていただいております。

児童生徒の状況については、全体的に落ち着いていて、集中して授業に取り組んでいる児童生徒が多いというお話をいただきました。

学習指導の状況については、学習のルールがしっかりしている先生が、子供たちの考えをうまく引き出しているという御意見でした。

子供の興味関心を引きつける導入があり、学習の展開が楽しみな授業があるというような評価のお話をいただいておりますが、一方で、ICTの活用にはまだ課題が見られる学校が多いというご指摘がありました。

ICTの活用については、県の事業で「ICTを活用した授業改善支援事業」の推進校である船川第一小学校の取組を、昨年度の公開研究会のほか、教育委員会だよりを学校通信や共有フォルダを活用した実践シートの共有とで、少しずつではありますが、市内各校に広がってきています。

現段階では、取組に差があるのが現状ですが、すべての学校の教員に広げていけるよう今後も対策を講じてまいります。

続いて報告事項7、「市内各校のいじめの認知と不登校児童生徒の状況について」です。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

本市では5月1日、8月1日、11月1日、2月1日の年4回、各校からいじめと不登校に関する定期報告を求めています。今回の報告は8月1日提出分になります。

はじめに、いじめの認知についてです。21 ページをご覧ください。

前回報告の5月1日から8月1日までの間に、小学校31件、中学校7件のいじめの認知がありました。

学年では、小学校の中学年と小学校6年生の訴えが多い傾向にあります。

内容につきましては、冷やかしゃからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというような口でのいじめが最も多く、続いて仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりするとなっております。

その都度解決しているわけですが、一度は解決を見るものの、繰り返すというのが実情です。未然防止に主眼を置いた積極的な生徒指導をより一層充実していくことが望まれます。

今後とも、各校と情報共有を密にしながら連携して対応してまいります。

次に、不登校の状況です。22 ページをご覧ください。

不登校につきましては、8月1日現在で小学校9名、中学校16名の計25名、そして、時々欠席が見られるなど、不登校の傾向があり経過観察している生徒が3名おります。不登校25名のうち、新規が12名となっております。新規となっておりますが、過去の報告と照らし合わせてみると、不登校や不登校傾向が以前から、例えば昨年度からとか、小学校時代からという状況が見られる児童生徒で、5月1日の報告では、新年度ということで登校に向けて頑張っている様子から不登校としての報告がなかったと思われまます。

新規12名の児童生徒については、今までも学校で様々な形で支援していましたが、学校全体でより一層手厚い支援をしていくこととなります。教育委員会としても、学校と連携を図りながら、今後も丁寧に対応してまいりたいと思います。

最後に報告事項 8、7月 18 日に行われた「令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、御説明します。別紙 3 をご覧ください。

調査対象は小学校 6 年生、中学校 3 年生です。

今年度の実施教科は、小学校が国語と算数、中学校が国語、数学、英語となっております。1 ページをご覧ください。

小学校 6 年生の結果ですが、国語の平均正答率は、県平均と等しく全国平均を 4.8 ポイント上回っております。

算数の平均正答率は、県平均を 3 ポイント、全国平均を 5.5 ポイント上回っております。

良好な結果と言えますが、国語については、文章を読んで理解したことに基いて、まとめる設問の正答率が低いというのが課題と言えます。

算数については、選択式、記述式で比較すると記述式の正答率が低いということが課題と言えます。

国語と算数ともに授業の中で、根拠をもとに自分の考えを吟味したりまとめたりする力の育成に意識して取り組むことが重要だと再確認しているところです。

次に、2 ページ、3 ページをご覧ください。中学校 3 年生の結果になります。

国語の平均正答率は、全国平均と同程度で、県平均との比較では 4 ポイント下回っております。

書くことの領域の問題において、レポートを題材にした設問がありましたが、その点に課題が見られました。

算数の平均正答率は、県平均を 5 ポイント、全国平均を 4 ポイント下回っております。データの活用に関わる設問に課題が見られました。

英語の平均正答率は、県平均を 1 ポイント、全国平均を 2.6 ポイント下回っております。

記述式の正答率が低く、無回答の割合も高いという点に課題が見られました。

小学校と共通している課題は、自分の考えを自分の言葉でまとめるという点にあると思っております。

5 ページから 7 ページは、児童生徒質問紙より一部抜粋した質問項目について、結果を記載しております。市・県・国の平均データになっております。

質問項目にもよりますが、小学校 6 年生の肯定的回答が、県平均よりも下回っているものがあり、全体的に自己評価が低いということが気になっております。

7 ページの 12 番、13 番は ICT に関する質問です。

12 番は、昨年度までに受けた授業で PC タブレットなどの ICT 機器をどのように、どの程度使用しましたかについては、本市の小学校 6 年生は 68.4%、中学校 3 年生は 57.33% という結果になっております。決して高い数値ではありませんが、県と比較すると、どちらも上回っており、ICT の活用については、先程の学校訪問の報告のとおり取組に差はありますが、今回の結果からも少しずつ成果は出てきていると思っております。

各教科、質問紙とも課題については、学校と教育委員会と連携して、今後対策を講じていきたいと考えております。以上です。

【教育長】

ありがとうございました。ただいま事務局から、報告事項8件の説明がありましたが、このことについて、御質問ありましたらお願いいたします。

【三浦委員】

令和5年度の学力調査の結果についてですが、英語の全体の正答率、本市では中学校の場合、県・全国平均と比較して、正答率が低いという結果が出ていますが、教材等についてはおそらく授業では同じようなものを使っていると思いますが、何が原因で差が出ているのか把握されていますか。やっぱり人口が少ないというのもあって、おそらく英語を使う人が少ないというか、英語で話す環境が全然ない、外国語と接する機会が非常に少ないのではないかなという気がします。例えば、最近はICTを活用しているので、英語の授業の中でカリキュラム的に時間が取れるのであれば海外の方との交流、タブレットを使って交流させても話もよく分からないながらも、とりあえず顔を見せてしゃべらせるとか、そういった機会を設けて、都会と田舎の差を埋めるとか、そういったものも一応検討されたらどうかとは思いますが、どうでしょうかね。

【学校教育課主幹】

まず、数字に対する認識ですが、確かに1ポイント、2.6ポイント下回っていますが、1ポイントぐらいだと県平均と同程度かなと。それから2.6ぐらいだと、やや低い。マイナス5以下だと差が大きく感じます。数字の認識的にはそういう感覚です。細かいところを言うと、学校間での差が大きかったというのもあります。調査の領域が「聞くこと・読むこと・書くこと」に分かれています。聞くこと」と「読むこと」に関しては、国・県と大きな差はあまりなかったと分析しています。先ほどもお話しましたが、「書くこと」についての正答率が低いのは、男鹿市だけではないですけれども、改善は容易ではなく地道に条件に合わせて記述をしていくことが必要と考えています。

まず、中学校だけではないですが、週に1回程度ALTを配置し、外国の方とお話する機会とかコミュニケーションをとる機会を取っていますが、確かに都会と比べると、なかなか実生活では難しいのかなと思います。

また、市教委では国際教養大学と連携しておりまして、希望校ですが、留学生と交流ができる環境を教育委員会で整えています。今後は、他の方策についても検討してまいります。

【教育長】

今、英語に関するお話がありましたけれども、国の学力調査の結果を見ますと、東京都が圧倒的に高いようです。その理由としては、日常的に外国人と話す機会が東京都の子供たちが圧倒的に多いということが新聞に掲載されました。全部の学校にALTが行く形になっていますので、ALTと英語で会話する時間をより確保することができるかということも課題になってくるかなと思います。

学力調査以外のことにつきましても、御質問ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【教育長】

御質問ないようですので、報告事項については、この程度にいたします。
以上をもちまして、令和5年度第4回教育委員会会議を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。